

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から**原則屋内禁煙が義務化**されます。
職場での受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

対象となる事業主

次の(1)～(3)すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主		
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主		
	業 種		常時雇用する労働者数※1
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下
	卸売業	卸売業	100人以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下
※1 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。			
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		

助成の対象となる措置

①	喫煙専用室の設置・改修	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・そのほか、改正健康増進法の基準に適合する設備であること	飲食等 ×
②	加熱式たばこ専用喫煙室・シガーバーなどの設置・改修	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・労働者が受動喫煙を受けないよう対策を講じること ・そのほか、改正健康増進法の基準に適合する設備であること	飲食等 ○
③	屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修	・喫煙所の直近の建物の出入口などにおける浮遊粉じん濃度が増加しないこと	飲食等 ×
④	換気装置などの設置・改修（既存特定飲食提供施設のみ）	・粉じん濃度が0.15 mg/m ³ 以下、または必要換気量が70.3 × (席数) m ³ /時間以上	飲食等 ○

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～④の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2 飲食店を営んでいる事業場は2/3	100万円

- ・交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
※2 同時期に行う措置で、①～④のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。
- ・飲食店への助成率は**今年度特別に2/3に引き上げています**。この機会にぜひ、ご利用ください。